

# 第20期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

## 事業報告

### 企業集団の現況

直前3事業年度の財産及び損益の状況

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な事業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

## 会社の現況

株式の状況

新株予約権等の状況

会社役員の状況

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制

の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

## 連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## 計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 株式会社インフキュリオン

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項からこれらの事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2023年3月期)	第 18 期 (2024年3月期)	第 19 期 (2025年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	-	5,836	7,174	9,505
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	-	△598	107	336
親会社株主に帰属する当期純 利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	-	△557	74	444
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	-	△33.10	4.13	22.81
総 資 産(百万円)	-	4,331	5,233	10,759
純 資 産(百万円)	-	681	2,413	5,577
1株当たり純資産額(円)	-	△125.71	△111.81	269.06

- (注) 1. 当社は第20期より連結計算書類を作成しております。第18期及び第19期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考までに記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。また、当社は第18期より連結財務諸表を作成しておりますので、第17期の状況は記載しておりません。
2. 第18期及び第19期の1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 当社は、2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得

することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付いたしました。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同日付で消却しております。当連結会計年度の期首に普通株式への変更が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

## (2) 対処すべき課題

当社は、重要な対処すべき課題として以下の事項に取り組んでまいります。

### ① ストック収入の積み上げによる収益基盤の強化

当社グループは、長期的な企業価値の向上には安定した収益基盤の強化が不可欠であると認識しており、システム開発及びプロダクト導入時の対価であるフロー収入を確保しつつ、当社グループのプロダクトが継続的に利用されることで将来にわたるストック収入が積み上がる収益構造を構築しております。

2026年3月期現在における連結売上高のうちフロー収入が5割程度を占めておりますが、ペイメントプラットフォーム事業におけるプロダクトを中心とした決済処理金額の積み上げに注力することにより、従量型で得られるストック収入の拡大を図るとともに、各プロダクトにおける機能拡張やサービス領域の拡大による付加価値の向上に取り組み、売上の高成長の実現と収益性の向上を目指してまいります。

### ② 優秀な人材の確保

当社グループでは、これまでにない新たなサービスを社会に提供するため、優秀な人材を採用し育成していくことが重要な課題であると認識しており、採用力の強化と従業員のモチベーション向上に向けた体制整備、仕組み作りを続けております。今後も継続的に人材採用と育成に対する投資を継続し、強固な事業基盤を確立することを目指してまいります。

### ③ 社会基盤に資する安定したサービスの提供

当社グループの提供するサービスは、社会インフラとしての重要性が増しており、システム障害発生などによるサービスの停止、遅延が様々な利用者に影響を与える可能性があります。当社グループはその役割の重要性に鑑み、システムの安定運用を重要課題と捉え、更なるサービス向上及び基盤強化を念頭にビジネスを遂行してまいります。

### ④ 情報管理の更なる強化

クレジットカードの不正使用、オンラインアカウントの乗っ取りなどが年々増加しており、キャッシュレス決済に関するセキュリティ問題への注目が集まっております。当社グループは、当該不正アクセスを防止することがサービス提供の重要課題と位置づけ、エンドユーザーの利便性を維持しながら万全なセキュリティを確保すべく、様々な手段及び対策の検討を行っております。情報漏洩をはじめとした情報セキュリティリスクを低減するため、リスク管理態

勢の強化を目的に、必要とされる事業領域において、ISO/IEC 27001：2013（国内規格 JIS Q 27001：2014）への適合認証を取得し、情報セキュリティマネジメントシステムの適正な運用を行っております。更に、国際クレジットカードブランド5社が共同で策定したPCIDSS（Payment Card Industry Data Security Standard）基準にも、必要とされる事業領域において認証を取得しております。今後もセキュリティ強化に重点的に取り組んでまいります。

#### ⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、企業価値を高めるため、株式会社インフキュリオンを中核として経営戦略を立案し、グループ内でのシナジー効果の追求、事業運営の効率化、子会社に対する管理・監督機能を適正かつ有効に発揮すべく、今後もグループの業務や組織運営、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。そして企業の社会的責任の高まりに継続的にこたえ、意思決定の透明性・公正性確保と企業経営の効率性向上に注力していくために、コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの充実を図ってまいります。

#### ⑥ 財務基盤の強化

当社グループは2025年3月期に単年度黒字化し、今後も継続的な利益成長を見込んでおりますが、事業成長を更に加速させる上では、既存プロダクトの機能拡張や新規事業開発などの成長投資のほか、事業基盤を支える人材の採用、事業拡大に伴う運転資金など、一定の資金需要が生じることが考えられます。当社グループでは、収益性の向上を重視したキャピタルアロケーションを実施するとともに、最適な資本構成を踏まえた外部調達も検討し、財務基盤の強化を進めてまいります。

### (3) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ペイメントプラットフォーム事業	クラウド上に構築された決済・金融ソリューションを金融機関や事業者のサービスにAPIで接続し組み込むことで、各社サービスへのクレジットカード機能やキャッシュレス決済機能の搭載を実現するオープンプラットフォームの提供
マーチャントプラットフォーム事業	店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を推進するためのプラットフォームの提供
コンサルティング事業	決済・金融領域を中心としたコンサルティングサービス

### (4) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

当社及び子会社： 東京都千代田区

## (5) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ペイメントプラットフォーム事業	206 (3) 名	48名増 (1名増)
マーチャントプラットフォーム事業	76 (0)	5名増 (―)
コンサルティング事業	42 (1)	10名減 (―)
全社 ( 共通 )	64 (3)	15名増 (1名増)
合計	388 (7)	58名増 (2名増)

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
266 (6) 名	63名増 (2名増)	37.1歳	2.4年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (6) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	1,000百万円
株式会社日本政策金融公庫	800
株式会社三菱UFJ銀行	600
株式会社静岡銀行	300
株式会社三井住友銀行	166

## (7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2025年10月24日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 74,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,727,600株
- ③ 株主数 6,148名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三井住友カード株式会社	2,988,200株	14.42%
株式会社三井住友銀行	2,987,800	14.41
丸 山 弘 毅	2,043,200	9.86
来 田 武 則	2,003,100	9.66
PLEIAD-MINERVA JAPAN GROWTH O P P O R T U N I T I E S L P	975,300	4.71
C E P L U X - A B R D N S I C A V I	890,900	4.30
神 澤 順	595,700	2.87
FinTechビジネスイノベーション 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	525,000	2.53
Q R 2 号 フ ァ ン ド 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	420,000	2.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	414,300	2.00

(注) 当社は、自己株式を保有していません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

1. 2025年8月15日付で、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。これにより、合計12,755株の普通株式を発行しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同日付で消却しております。
2. 2025年8月20日付にて実施した株式分割（1株を400株に分割）に伴い、発行済株式の総数は18,622,926株増加しております。
3. 2025年10月24日付で、当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場したことに伴う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は1,700,000株増加しております。
4. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は358,000株増加しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 割 当 日		2018年10月24日	2020年2月28日
新 株 予 約 権 の 数		32個	1,215個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 128,000株 (新株予約権1個につき 4,000株)	普通株式 486,000株 (新株予約権1個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 2,644,000円 (1株当たり 661円)	新株予約権1個当たり 264,400円 (1株当たり 661円)
権 利 行 使 期 間		2020年10月25日から 2028年10月24日まで	2022年2月18日から 2030年2月17日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 795個 目的となる株式数 318,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 6 回 新 株 予 約 権	第 1 0 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 割 当 日		2022年3月15日	2024年8月30日
新 株 予 約 権 の 数		201個	2,094個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 80,400株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 837,600株 (新株予約権1個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 492,000円 (1株当たり 1,230円)	新株予約権1個当たり 320,000円 (1株当たり 800円)
権 利 行 使 期 間		2024年3月9日から 2032年3月8日まで	2026年8月15日から 2034年8月14日まで (注) 2
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 606個 目的となる株式数 242,400株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名

第10回新株予約権		
新株予約権の割当日	2025年6月27日	
新株予約権の数	832個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 332,800株 (新株予約権1個につき 400株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 320,000円 (1株当たり 800円)	
権利行使期間	2027年6月14日から 2035年6月13日まで (注) 3	
行使の条件	(注) 1	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。
  - ii 新株予約権者が死亡した場合には、その時をもって新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、新株予約権者の相続人による本新株予約権の継続保有及び権利行使を認めない。ただし、発行会社の取締役会において、当該相続人による本新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、新株予約権者の死亡後1年間に限り、権利行使をすることができる。
  - iii 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - iv その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
2. 2024年8月30日割当の第10回新株予約権における権利行使期間は、個別に当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」において、2026年8月15日から2034年6月28日までと定めております。
  3. 2025年6月27日割当の第10回新株予約権における権利行使期間は、個別に当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」において、2027年6月14日から2034年6月28日までと定めております。

4. 2018年12月26日開催の臨時株主総会決議により、2019年1月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、第3回新株予約権における「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価格」は調整されております。
5. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、第3回、第4回、第6回及び第10回新株予約権における「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価格」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 0 回 新 株 予 約 権	
新 株 予 約 権 の 割 当 日		2025年6月27日	
新 株 予 約 権 の 数		838個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権1個につき	335,200株 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり (1株当たり	320,000円 800円)
権 利 行 使 期 間		2027年6月14日から2035年6月13日まで (注) 1	
行 使 の 条 件		(注) 2	
使用人等への交付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	696個 278,400株 70名
	子会社の役員及び 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	142個 56,800株 25名

- (注) 1. 2025年6月27日割当の第10回新株予約権における権利行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」において、2027年6月14日から2034年6月28日までと個別に定めております。
2. 新株予約権の主な行使条件
- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。
  - ii 新株予約権者が死亡した場合には、その時をもって新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、新株予約権者の相続人による本新株予約権の継続保有及び権利行使を認めない。ただし、発行会社の取締役会において、当該相続人による本新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、新株予約権者の死亡後1年間に限り、権利行使をすることができる。
  - iii 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - iv その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価格」は調整されております。
4. 2025年6月27日割当の第10回新株予約権は、付与対象者の退職による権利の喪失により、2026年3月31日現在における新株予約権の数は6個減少しております。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

1. 当事業年度の末日における新株予約権の状況

	第 2 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 割 当 日	2016年8月31日	2024年3月29日
新 株 予 約 権 の 数	94個	120個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 376,000株 (新株予約権1個につき 4,000株)	普通株式 48,000株 (新株予約権1個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 640,000円 (1株当たり 160円)	新株予約権1個当たり 500,000円 (1株当たり 1,250円)
権 利 行 使 期 間	2018年9月1日から 2026年8月31日まで	2024年3月29日から 2027年3月28日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	—
新 株 予 約 権 の 保 有 者	当社使用人	SBI Ventures Two株式会社

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。
  - ii 新株予約権者が死亡した場合には、その時をもって新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、新株予約権者の相続人による本新株予約権の継続保有及び権利行使を認めない。ただし、発行会社の取締役会において、当該相続人による本新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、新株予約権者の死亡後1年間に限り、権利行使をすることができる。
  - iii 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - iv その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
2. 2018年12月26日開催の臨時株主総会決議により、2019年1月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、第2回新株予約権における「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価格」は調整されております。
  3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、第2回及び第9回新株予約権における「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価格」は調整されております。

## 2. 第8回新株予約権の取得および消却

当社は、2025年12月9日付で株式会社日本政策金融公庫より第8回新株予約権200個（目的となる株式の数80,000株）を譲り受け、2026年3月31日付でその全てを消却いたしました。

## 3. 転換社債型新株予約権付社債の満期償還に伴う新株予約権の消滅

当社がSBI Ventures Two株式会社に対して発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、2026年3月31日をもって満期日を迎え、額面全額を償還いたしました。これに伴い、当該社債に付されていた未行使の新株予約権2個（目的となる株式の数173,600株）は同日付で消滅いたしました。

### (3) 会社役員の場合

#### ① 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、2025年7月11日をもって社外取締役を退任いたしました村島健介氏との間で同様の契約を締結しております。

#### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象としないこととしております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役重富隆介氏は、ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社の代表取締役会長、株式会社シーユーシーの顧問、Ubie株式会社の社外取締役及びパナソニック ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役富岡圭氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社とSansan株式会社との間にはペイメントプラットフォーム事業における取引関係がありますが、他の企業と同様の取引条件であり、2026年3月期における同社との取引実績は両社における連結売上高の1%未満と僅少であることから、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・取締役徳田勝之は、三井住友カード株式会社の代表取締役 副社長執行役員、株式会社三井住友フィナンシャルグループの常務執行役員及びSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の専務執行役員であります。株式会社三井住友フィナンシャルグループは当社発行済株式総数の28.8%を間接的に保有するその他の関係会社であります。また、三井住友カード株式会社は当社と資本業務提携契約を締結しており、事業者向け決済・金融領域において協業を行う取引先であります。
- ・2025年7月11日付で退任いたしました取締役村島健介氏の退任日時点における主な兼職の状況は、ミネルバ・グロース・パートナーズ株式会社代表取締役、Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP ディレクター、株式会社CAMPFIRE社外取締役、株式会社アンドパッド社外取締役、株式会社V Holdings取締役、MOON-X株式会社社外取締役であります。Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LPは当社株式を保有しております。その他の各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役品川広志氏は、弁護士法人エムパートナーズ 神田支所錦華通り法律事務所の代表社員、星野リゾート・リート投資法人の監督役員、株式会社みらいワークスの社外監査役、ESRリート投資法人の監督役員、株式会社アデランスの社外監査役、キッズウェル・バイオ株式会社の社外監査役及び株式会社メトセラの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役本行隆之氏は、シロウマサイエンス株式会社の社外取締役、のぞみ監査法人の代表社員、株式会社NHKビジネスクリエイトの社外監査役、株式会社みらいワークスの社外監査役、NE株式会社の社外監査役及びブルークリーン株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	重 富 隆 介	当事業年度に開催された取締役会21回のうち、20回に出席いたしました。 金融市場における豊富な経験と企業価値等に関する高い見識を有しております。当該視点から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、積極的な発言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
	富 岡 圭	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。 SaaS領域に関する専門的な知見に加え、スタートアップ企業の立上げに関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。当該視点から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、積極的な発言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
	徳 田 勝 之	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。 金融・決済業界での豊富な実務経験に加え、企業経営者としての幅広い知見を有しております。当該視点から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、積極的な発言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
	村 島 健 介	当事業年度の開始から2025年7月11日退任までに開催された取締役会5回のうち、4回に出席いたしました。 スタートアップ企業への豊富な投資経験及び経営支援を通じた幅広い知見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、積極的な発言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
社外監査役	品 川 広 志	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行うなど、社外監査役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
	本 行 隆 之	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜必要な発言を行うなど、社外監査役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,600

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社はEY新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所グロース市場への上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会を、原則、毎月1回開催し、社長等から職務の執行の状況につき報告を求めます。また、監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務の執行を監査します。

当社グループにおける全ての事業活動が、経営の意図通りに運営されていることを監査によって確実にするため、社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」を制定し、当社及びグループ会社の監査を行います。

当社は、当社グループの役職員による、コンプライアンス違反や不正行為等を早期に発見し、速やかに取締役会に報告します。またその体制の強化を図るために「コンプライアンスポリシー」を制定します。また、「内部通報規程」を制定し、社内外にコンプライアンス・ホットライン窓口を設置し、コンプライアンス違反等を未然に防止する体制を推進します。なお、当該制度において、情報提供者に対し、内部情報の提供を理由とするいかなる不利な取扱いも行わないことを厳守します。

当社は、取引を含めた反社会的勢力との一切の関係を遮断し、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努めます。また、「反社会的勢力対策規程」を制定し、関係法令に準拠しつつ、当該の対策を強化していきます。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、取締役会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁や判断の詳細の検証を可能とするため、厳格に記録（電磁的媒体を含む）し、また、取締役、監査役その他の関係者が、適宜、上記の書類等を閲覧できることとします。

当社は、「情報セキュリティポリシー」並びに「機密管理規程」等の情報資産に係る諸規程を制定し、適正かつ法令に準拠した社内文書その他情報資産の記録、保存及び管理等について定めます。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、『Vision』を実現するために、リスクを収益の源泉として捉え、そのマイナスの影響を抑えながら、リターンの最適化を追求していくため、「リスクマネジメント細則」を制定し、当社グループにおけるリスクマネジメントを行い、当社グループの事業リスクを定期的に分析・評価の上、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制を整備します。

当社は、緊急事態の発生に際して被害と損害を最小とするために「緊急事態対策規程」を制定し、速やかに事態を把握し、迅速かつ適切に対処する体制を整備します。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」を定め、取締役会を円滑かつ有効に運用するものとします。

当社は、「執行役員制度」を採用し、取締役の業務の執行に係る一部の権限を執行役員に委譲することにより、経営の効率化を図ります。

当社は、効率的な取締役の職務執行を確保するため、取締役会にて各取締役及び執行役員の職務権限について決定し、また、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を制定し、それぞれの職務権限及び主たる業務分担を定めます。

当社は、当社グループにおける重要な業務執行の決定を迅速かつ適正に行うため、「稟議規程」を制定し、職務権限等に応じた意思決定に関する運用の最適化に努めるほか、経営の諮問機関等を行う会議体として、社長を議長とする常勤取締役及び執行役員による経営会議並びに目的に応じた委員会等の会議体を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとします。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の業務の適正を確保するために、本基本方針に基づく内部統制を推進するとともに、当社の『Vision』、『Mission』、『Values』を浸透させ、これを基盤に当社とグループ各社との総合的な事業の発展を図ります。

グループ各社との業務の円滑化と適正化を図るため「関係会社管理規程」を制定し、状況に応じて、各社に取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるよう努めます。また、各社における経営上の重要事項に関しては、各社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、各社に当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を定めます。

当社は、グループ各社における内部統制システムの整備及び運用を支援し、状況に応じてその管理に当たり、グループ各社への教育・研修の実施などにより内部統制システムの整備を図ります。

当社は、当社各部門及びグループ各社の責任者が、それぞれの重要な業務の適正性及び信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」、「コンプライアンスポリシー」、「予算管理規程」、「リスクマネジメント細則」、「マネジメントシステム規程」等の方針並びに規程を制定し、重要な内部統制システムについて定期的に検証し、改善するなどの体制を整備します。

当社は、当社グループの役職員が、経営の意図に沿って業務を執行し、それぞれの重要な業務の適正性及び信頼性を確保するため、経営方針並びに必要なに応じて重要な決定事項等を当社グループの役職員に対して適時に示達、共有するものとします。

内部監査部門は、当社各部門及びグループ各社の監査を実施し、それぞれの内部統制の構築状況について、取締役会に報告します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助するための従業員を置くことを求めた場合、当該従業員を設置するものとします。また、監査役は、監査業務に必要な事項について当該従業員に指揮・命令することができるものとします。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うに当たっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役、執行役員その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、監査役の同意を得た上で、これを行うものとします。

⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びに当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ各社の取締役、監査役、従業員等は、当社又はグループ各社に著しい損害、重大な影響を及ぼす恐れのある事実等があることを発見し

たときは、速やかに直接又は主管部門を通じて、当社の監査役に報告するものとします。また、監査役は、その必要に応じ随時に、当社及びグループ各社の取締役等に対し、報告を求めることができるものとします。

「内部通報規程」に準じ、監査役へ報告を行った者に対しても、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守するものとします。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払を行うものとします。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社及び子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるすることができます。

取締役、執行役員及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとします。

当社の社長は、当社の監査役と定期的に意見交換を行うものとします。

当社の監査役は、内部監査部門が定める内部監査に係る年度計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受けるとします。

当社の監査役は、外部監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図るものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当事業年度は、取締役会を21回開催し、経営方針、事業計画、プロダクト開発、ファイナンス及びリスク管理など重要な意思決定等において、社外取締役及び社外監査役を交えた活発な議論を行っております。また、効率的な業務執行を実現するため、経営会議を毎週開催し、各事業部から経営上重要な情報を正確かつ迅速に収集したうえ、業務執行に関して十分な議論

を行っております。さらに、取締役候補者の指名及び報酬における検討プロセスの透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。

② コンプライアンス・リスク管理体制について

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンスやリスク管理に関する方針及び施策の進捗・対応状況等について報告・議論するとともに、下部の実務組織として各部門長で構成されるリスクコンプライアンスオーナー会議を月次で開催し、当社グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理の状況等の共有を図っているほか、リスクの特定・分析・評価によるリスクアセスメントを実施するなど、リスクの低減・未然防止に努めております。

また、グループ全役職員を対象として、情報セキュリティ・個人情報保護・インサイダー取引規制等に関する教育を定期的実施しております。

③ グループ会社の経営管理体制について

重要事項の事前承認等を通じた業務執行状況の把握を行うとともに、実務運営面における課題共有や指導・助言を行っております。また、当社の取締役及び内部監査室が定期的に監査を行い、企業集団の業務の適正を確保しております。

④ 内部監査の実施について

内部監査室が、「内部監査規程」に基づき年次内部監査計画を策定し、当社グループにおける法令遵守をはじめとしたコンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性の状況について監査を実施し、代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告しております。

⑤ 監査役の監査体制について

当事業年度は、監査役会を14回開催し、各監査役は内部監査室、経営企画部、経営管理部との連携のほか、各部署責任者へのヒアリングを通じて必要な情報を収集するとともに、代表取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行うなど監査の実効性向上を図りました。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。現時点においては事業拡大のための成長投資及び、財務体質の強化を図り、収益基盤の構築や収益力強化を当面の優先事項とし、企業価値を最大化することが株主に対する最大の利益還元につながることを認識しております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、収益力強化のための成長投資、優秀な人材の確保・育成をはじめとした収益基盤の整備、財務体質の強化などに活用する方針であります。

将来的には、内部留保と企業を取り巻く事業環境のバランスを勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,964,229	流 動 負 債	4,343,322
現金及び預金	5,340,905	買掛金	390,312
売掛金	1,246,223	契約負債	102,737
契約資産	177,555	短期借入金	1,957,666
商品及び製品	116,618	1年内返済予定の長期借入金	320,400
仕掛品	4,186	未払金	317,541
原材料及び貯蔵品	11,458	未払費用	475,019
前払費用	126,810	未払法人税等	215,403
前渡金	15,151	未払消費税等	158,048
未収入金	1,917,448	製品保証引当金	202
その他	10,501	預り金	378,045
貸倒引当金	△2,630	その他	27,945
固 定 資 産	1,794,934	固 定 負 債	838,800
有 形 固 定 資 産	12,717	長期借入金	838,800
工具、器具及び備品	11,936	負 債 合 計	5,182,122
その他	781	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	895,717	株 主 資 本	5,575,757
ソフトウェア	536,179	資 本 金	1,461,064
ソフトウェア仮勘定	359,538	資 本 剰 余 金	3,378,611
投資その他の資産	886,499	利 益 剰 余 金	736,081
投資有価証券	16,271	その他の包括利益累計額	1,284
繰延税金資産	710,066	その他有価証券評価差額金	1,284
差入保証金	159,793	純 資 産 合 計	5,577,041
その他	368	負 債 純 資 産 合 計	10,759,163
資 産 合 計	10,759,163		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,505,732
売上原価		4,946,103
売上総利益		4,559,629
販売費及び一般管理費		4,119,393
営業利益		440,235
営業外収入		
受取利息	4,919	
受取配当金	400	
受取手数料	2,001	
その他	1,487	8,807
営業外費用		
支払利息	49,839	
支払手数料	509	
上場関連費用	31,755	
株式交付費	25,273	
その他	4,889	112,266
経常利益		336,776
特別利益		
投資有価証券売却益	3,537	3,537
特別損失		
投資有価証券評価損	26,796	26,796
税金等調整前当期純利益		313,518
法人税、住民税及び事業税	232,091	
法人税等調整額	△363,207	△131,116
当期純利益		444,634
親会社株主に帰属する当期純利益		444,634

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100,000	2,017,547	291,446	2,408,993
当連結会計年度変動額				
新株の発行	1,361,064	1,361,064		2,722,128
親会社株主に帰属する当期純利益			444,634	444,634
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	1,361,064	1,361,064	444,634	3,166,763
当連結会計年度末残高	1,461,064	3,378,611	736,081	5,575,757

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	4,527	4,527	254	2,413,775
当連結会計年度変動額				
新株の発行				2,722,128
親会社株主に帰属する当期純利益				444,634
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3,242	△3,242	△254	△3,496
当連結会計年度変動額合計	△3,242	△3,242	△254	3,163,266
当連結会計年度末残高	1,284	1,284	-	5,577,041

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)インフキュリオン コンサルティング  
(株)リンク・プロセッシング

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数  
該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ 棚卸資産

商品及び製品

総平均法に基づく原価法

仕掛品

個別法に基づく原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

ともに貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	4から15年
その他	15年

□ 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度において残高はありません。

ハ 製品保証引当金

製品保証引当金は、端末の販売後、一定期間当該端末を無償で補修・交換した場合の費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しております。加えて、ソフトウェア開発契約に係る、将来の契約不適合責任の費用の支出に備えるため、個別案件ごとに当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ ペイメントプラットフォーム事業

金融機関の基幹システムと事業会社・フィンテック事業者の間をAPIで接続することで、金融機関自身のデジタル化やリテール企業の自社アプリへの決済機能の組込をサポートし、デジタル技術を用いた決済機能など利便性の高いサービスをクラウド上で提供する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しておりま

す。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

請求書カード払いプラットフォームの利用に伴う収益は、立替払いの完了をもって履行義務が充足されると判断し、当該完了時に収益を認識しております。

#### ロ マーチャントプラットフォーム事業

あらゆるキャッシュレス手段の一つのデバイスで提供するマルチ決済端末の販売など、店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を実現する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

決済端末及び附属品などの棚卸資産の国内販売は、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客への製品転移までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、顧客からの要請により、出荷を行わずに所有権が移転する取引（請求済未出荷契約）については、顧客による検収等により製品に対する支配が移転した時点で、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

#### ハ コンサルティング事業

決済・金融領域を中心に、大企業の新規事業や金融デジタルトランスフォーメーション（DX）化などを企画から運用までの各種フェーズでコンサルティング支援を行う事業を提供しております。

当事業においては、顧客との業務委託契約に基づき、コンサルティング業務を提供する義務を負っております。契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、主に時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

#### ⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお

ります。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	710,066
繰延税金負債との相殺前の金額	710,657

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期以降の事業計画を基礎としております。なお、当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、グループ各社における翌期以降の事業計画を基礎としており、必要に応じて事業計画に対して一定のストレスを考慮しております。当該事業計画は、サービス及びプロダクトごとの翌期以降の受注状況等を予測し、作成しております。

主要な仮定である受注状況等の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	12,717
無形固定資産	895,717
減損損失	—

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

当社グループは、サービス等を基準とした管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っておりま

す。各資産又は資産グループについて減損の兆候が認められ、かつ、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

事業計画に基づき資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。グループ各社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、サービス及びプロダクトごとの受注残高の発現時期及び翌期の受注状況等を予測し、必要に応じて事業計画に対して一定のストレスを考慮しております。

主要な仮定が変動し、割引前将来キャッシュ・フローの見積値に対し、実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

### (3) 進捗度に基づく収益認識

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

2,580,148千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

ソフトウェア開発の受注案件については、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

当社グループにおけるソフトウェア開発の受注案件による進捗度の測定には、原則としてプロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。また、プロジェクトの見積総原価については、プロジェクトごとの契約内容に基づき発生する作業工程や工数等の主要な仮定を設定して算出しています。

また、原価総額の見積りはプロジェクトの進行に応じて適宜見直しが行われ、原価総額の見積り時点では予見できなかった仕様変更や納期変更等により、原価総額の変更が発生し、その結果進捗度が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

現金及び預金 573,822千円

#### ② 担保に係る債務

短期借入金 166,000千円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

110,269千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 20,727,600株 |
|------|-------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等  
該当事項はありません。
  - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,118,400株 |
|------|------------|

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ソフトウェア開発投資および「Winvoice」事業に係る立替金精算を目的として、必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金につきましては、銀行借入により調達しております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金のうち、差入預託保証金及び本社オフィス等の賃貸借契約に係るものは差入先の信用リスクにさらされております。一方、差入保証金のうち、供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置として法務局への供託をしているものであり、信用リスクに晒されておられません。営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません(※2参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	5,068	5,068	—
(2) 差入保証金(※3)	31,536	30,686	△849
資産計	36,604	35,754	△849
(3) 長期借入金(※4)	1,159,200	1,039,653	△119,546
負債計	1,159,200	1,039,653	△119,546

(※1)現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、預り金、短期借入金、未払法人税等及び未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	11,203

(※3)差入保証金のうち、主に法務局への供託をしているものについては、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、時価の表示を行っておりません。(連結貸借対照表計上額128,257千円)

(※4)1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,340,905	—	—	—
売掛金	1,246,223	—	—	—
未収入金	1,917,448	—	—	—
差入保証金	—	31,536	—	—
合計	8,504,577	31,536	—	—

「差入保証金」のうち128,257千円については、主に供託金であります。こちらは前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、上記の表に含まれておりません。

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,957,666	—	—	—	—	—
長期借入金	320,400	20,400	18,400	—	400,000	400,000
合計	2,278,066	20,400	18,400	—	400,000	400,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式	5,068	－	－	5,068

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
差 入 保 証 金	－	30,686	－	30,686
長 期 借 入 金	－	1,039,653	－	1,039,653

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を契約期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。また差入保証金のうち、主に法務局への供託をしているものについては、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、時価の表示を行っておりません。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した集計の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	合計
	ペイメントプラットフォーム事業	マーチャントプラットフォーム事業	コンサルティング事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	353,835	1,040,167	－	1,394,003	2,063	1,396,067
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	4,935,304	1,696,061	1,478,299	8,109,665	－	8,109,665
顧客との契約から生じる収益	5,289,140	2,736,229	1,478,299	9,503,668	2,063	9,505,732
外部顧客への売上高	5,289,140	2,736,229	1,478,299	9,503,668	2,063	9,505,732

(注) 外部顧客への売上高の調整額は、講演料収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	3,163,672千円
契約資産	177,555
契約負債	102,737

顧客との契約から生じた債権には売掛金、未収入金を含めています。

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、役務の提供前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは72,366千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初の予想契約期間が1年以内の契約について実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
1年以内	483,867千円
1年超2年以内	209,346
2年超3年以内	66,262
3年超	57,273
合計	816,749

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	269円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	22円81銭

(注) 1. 2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(注) 2. 当社は、2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付いたしました。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同日付で消却しております。当連結会計年度の期首に普通株式への変更が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>【流動資産】</b>	<b>7,594,614</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>3,869,708</b>
現金及び預金	4,360,007	買掛金	305,421
売掛金	869,216	短期借入金	1,957,666
契約資産	170,562	1年内返済予定の長期借入金	320,400
仕掛品	4,186	契約負債	26,146
原材料及び貯蔵品	11,458	未払金	297,341
前払費用	115,250	未払費用	427,205
前渡金	5,888	未払法人税等	59,667
未収入金	2,036,718	預り金	378,027
その他	23,025	受注損失引当金	6,979
貸倒引当金	△1,700	その他	90,852
<b>【固定資産】</b>	<b>1,873,825</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>838,800</b>
<b>【無形固定資産】</b>	<b>768,474</b>	長期借入金	838,800
ソフトウェア	423,298	<b>負債合計</b>	<b>4,708,508</b>
ソフトウェア仮勘定	345,176	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>【投資その他の資産】</b>	<b>1,105,351</b>	<b>【株主資本】</b>	<b>4,758,647</b>
投資有価証券	16,271	<b>【資本金】</b>	<b>1,461,064</b>
関係会社株式	171,972	<b>【資本剰余金】</b>	<b>3,837,775</b>
関係会社長期貸付金	150,000	資本準備金	3,837,775
繰延税金資産	607,293	<b>【利益剰余金】</b>	<b>△540,192</b>
差入保証金	159,793	<b>【その他利益剰余金】</b>	<b>△540,192</b>
その他	20	繰越利益剰余金	△540,192
<b>資産合計</b>	<b>9,468,440</b>	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>1,284</b>
		その他有価証券評価差額金	1,284
		<b>純資産合計</b>	<b>4,759,931</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>9,468,440</b>

## 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

勘定科目	金	額
<b>【売上高】</b>		<b>6,790,842</b>
<b>【売上原価】</b>		<b>3,624,964</b>
<b>売上総利益</b>		<b>3,165,878</b>
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		<b>3,361,526</b>
<b>営業損失</b>		<b>△195,648</b>
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	9,559	
受取手数料	1,093	
その他	1,803	12,456
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	50,332	
支払手数料	509	
上場関連費用	31,755	
株式交付費	25,273	
その他	3,617	111,488
<b>経常損失</b>		<b>△294,680</b>
<b>【特別利益】</b>		
投資有価証券売却益	3,537	3,537
<b>【特別損失】</b>		
投資有価証券評価損	26,796	
減損損失	11,946	38,743
<b>税引前当期純損失</b>		<b>△329,885</b>
法人税、住民税及び事業税	10,402	
法人税等調整額	△336,995	△326,592
<b>当期純損失</b>		<b>△3,293</b>

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	2,476,711	2,476,711	△536,899	△536,899	2,039,812
当期変動額						
新株の発行	1,361,064	1,361,064	1,361,064			2,722,128
当期純損失				△3,293	△3,293	△3,293
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	1,361,064	1,361,064	1,361,064	△3,293	△3,293	2,718,835
当期末残高	1,461,064	3,837,775	3,837,775	△540,192	△540,192	4,758,647

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,527	4,527	254	2,044,593
当期変動額				
新株の発行				2,722,128
当期純損失				△3,293
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△3,242	△3,242	△254	△3,496
当期変動額合計	△3,242	△3,242	△254	2,715,338
当期末残高	1,284	1,284	-	4,759,931

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）

・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品保証引当金は、ソフトウェア開発の請負契約に係る、将来の契約不適合責任の費用の支出に備えるため、個別案件ごとに当事業年度末における損失見込額を算出し計上しております。なお、当事業年度において残高はありません。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### ①ペイメントプラットフォーム事業

金融機関の基幹システムと事業会社・フィンテック事業者の間をAPIで接続することで、金融機関自身のデジタル化やリテール企業の自社アプリへの決済機能の組込をサポートし、デジタル技術を用いた決済機能など利便性の高いサービスをクラウド上で提供する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

請求書カード払いプラットフォームの利用に伴う収益は、立替払いが完了した時点で履行義務が充足されると判断し、立替払いが完了時に収益を認識しております。

##### ②マーチャントプラットフォーム事業

店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を実現する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	607,293
繰延税金負債との相殺前の金額	607,885

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎としております。なお、当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、グループ各社における翌期の事業計画を基礎としており、必要に応じて事業計画に対して一定のストレスを考慮しております。当該事業計画は、サービス及びプロダクトごとの翌期の受注状況等を予測し、作成しております。

主要な仮定である受注状況等の予測は、見積りの不確実性が高く、売上が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
無形固定資産	768,474
減損損失	11,946

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

〔連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記〕に記載した内容と同一であります。

(3) 進捗度に基づく収益認識

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

2,534,155千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

**3. 貸借対照表に関する注記**

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

現金及び預金 573,822千円

- ② 担保に係る債務

短期借入金 166,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 27,333千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 133,839千円

- ② 長期金銭債権 150,000千円

- ③ 短期金銭債務 71,501千円

**4. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 952,522千円

営業費用 954,350千円

営業取引以外の取引高 6,203千円

**5. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	1,132,289千円
仕掛品	233,034千円
関係会社株式	577,281千円
税務上の繰越欠損金	439,435千円
その他	163,448千円
繰延税金資産小計	2,545,489千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△329,413千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,608,190千円
評価性引当額小計	△1,937,603千円
繰延税金資産合計	607,885千円
繰延税金負債	
その他	△591千円
繰延税金負債合計	△591千円
繰延税金資産（負債）の純額	607,293千円

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	三井住友カード(株)	被所有 直接 14.4%	資本業務提携 等	システム構築の 受託、コンサル ティング契約等 (注) 1	1,422,621	売掛金 契約資産 契約負債	160,309 48,720 556
主要株主	(株)三井住友銀行	被所有 直接 14.4%	資本業務提携 資金の借入等	利息の受取 (注) 2	2,034	-	-
				利息の支払 (注) 2	17,498	前払費用	19
				資金の借入 (注) 2、3	166,000	短期借入金	166,000
				担保の提供 (注) 4	166,000	-	-
				資金の預入 (注) 2、3	1,964,301	現金及び 預金	1,979,096

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. システム構築の受託・コンサルティング契約等の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の預入及び資金の借入に係る金利等の取引条件は、市場金利を勘案し一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 資金の預入及び資金の借入の取引金額については、前期末残高との純増減額を記載しております。
4. 金銭の借入に対して担保を差し入れているものであり、取引金額は借入債務の期末残高であります。

## (2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	(株)インフキュリ オンコンサルテ ィ ン グ	所有 直接 100.0%	役員の兼任	管理業務受託に伴 う経営指導料の受 領等	262,843	-	-
				(注) 1 建物転貸借料	11,028	-	-
				(注) 2 配当金の受取	400,000	-	-
				(注) 3 コンサルティング 業務の受託	30,000	-	-
				(注) 4 コンサルティング 業務の委託等	247,400	買 掛 金	7,446
				(注) 5 利息の支払	493	-	-
				(注) 6 人件費及び経費等 の立替	535,017	流 動 資 産 そ の 他	3,639
			(注) 7			未 収 入 金	68,420
子 会 社	(株)リンク・プロ セ シ ン グ	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	管理業務受託に伴 う経営指導料の受 領等	178,331	-	-
				(注) 1 建物転貸借料	27,570	-	-
				(注) 2 開発業務の委託等	670,419	買 掛 金	60,364
				(注) 5 利息の受取	5,710	-	-
				(注) 6 人件費及び経費等 の立替	668,163	流 動 資 産 そ の 他	9,754
				(注) 7		未 収 入 金	50,848
			資金の貸付 (注) 6、8	△464,000	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	150,000	

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	(株)ネストエッグ	所有 直接 100.0%	役員の兼任	管理業務受託に伴 う経営指導料の受 領等 (注) 1	29,166	売 掛 金	706
				建物転貸借料 (注) 2	5,582		
				開発業務の受託 (注) 4	8,000	-	-
				開発業務の委託等 (注) 5	36,531		
グループ通算制度 に伴う通算税効果 額等	12,095	未 払 金	3,690				
				人件費及び経費等 の立替 (注) 7	45,201	流 動 資 産 そ の 他	470

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料及び業務委託収入等については、業務委託契約の内容に基づき、各業務の内容を勘案して当社経営会議での協議により決定しております。
2. 建物転貸借料に関しては、当社が一括して賃借したオフィスの転貸借契約に基づき、専有面積に応じ各社の賃料を決定しております。
3. 配当金については、子会社の株主総会等を勘案して、協議し決定しております。
4. コンサルティング業務・開発業務の受託等の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。
5. コンサルティング業務の委託・開発業務の委託等については、子会社から提示された価格等を勘案してその都度交渉の上、決定しております。
6. 子会社との資金貸借取引については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
7. 人件費及び経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。
8. 資金貸借取引については、前期末残との純増減額を記載しております。

### (3) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	丸山弘毅	被所有 直接 9.9%	当社代表取締役	ストック・ オプション の行使	14,416	-	-
役員	高木一輝	被所有 直接 0.6%	当社取締役	ストック・ オプション の行使	16,000	-	-

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2016年8月31日及び2020年2月17日の取締役会の決議に基づいて付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 229円64銭

(2) 1株当たり当期純損失 0円17銭

(注) 1. 2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(注) 2. 当社は、2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付いたしました。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同日付で消却しております。当事業年度の期首に普通株式への変更が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社インフキュリオン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 口 昌 宏  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤 間 信 貴  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフキュリオンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフキュリオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社インフキュリオン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 間 信 貴

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフキュリオンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、経営管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明をいたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社インフキュリオン 監査役会  
常勤監査役 關 弘 ㊟  
社外監査役 品川 広志 ㊟  
社外監査役 本行 隆之 ㊟

以 上